

魚津市告示第135号

魚津市通所型サービスC事業実施要綱を次のように定める。

令和4年11月21日

魚津市長 村椿 晃

魚津市通所型サービスC事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年魚津市告示第22号。以下「総合事業実施要綱」という。）第3条第2項第2号エに規定する通所型サービスC（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び総合事業実施要綱で使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 事業は、居宅要支援被保険者等に対し、生活機能や運動機能の低下及びそれに伴う活動量の減少等、自立した日常生活の継続に係る課題に対し、その要因の改善に向けた支援を提供することで、再び自らの力で暮らしの自己管理ができる状態（自立状態）を獲得することを目的とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、居宅要支援被保険者等及び事業対象者のうち、短期間の取組で生活機能又は運動機能の改善が見込まれる者（以下「利用者」という。）とする。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、魚津市とする。

2 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者により事業の一部又は全部を委託することができるものとする。

(事業内容)

第6条 事業の内容は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（平成27年6月5日老発0605第5号）に基づき、生活課題の解決及び改善又は状態悪化の予防にかかるサービス並びにこれらに付

随する送迎、評価、サービス提供後の状態確認等（以下「サービス」という。）とする。

2 サービスの提供にあたっては、次の各号のいずれかに該当する者（以下「専門職」という。）が従事するものとする。

（1） 理学療法士

（2） 作業療法士

（3） 言語聴覚士

（4） その他市長がサービスの提供が可能と認める保健又は医療を専門とする者

3 サービスの提供期間は、利用者の状態に応じて3か月から6か月までとする。また、利用回数は、1週間に1回を基本とし、1回の提供時間はおおむね90分から120分までとする。ただし、利用者の目標や心身状態に応じて、専門職が必要と判断する場合は、提供期間中1週間に2回まで利用することができる。

4 専門職は、サービスの提供効果を把握するため、利用者の心身状態の変化を評価する。

5 専門職は、サービスの提供期間終了からおおむね3か月後に、利用者の生活環境又は心身状態が低下していないことを確認するとともに、低下がみられた場合は、利用者、地域包括支援センター等に、その改善に向けた適切な助言を提供する。

（提供場所）

第7条 事業を提供する場所は、専門職の所属する通所リハビリテーション事業所、病院、診療所等とする。なお、効果的に目的を達成するため、提供期間内に利用者の自宅、通いの場等に訪問し、サービスを提供することができる。

（提供方法）

第8条 事業は、総合事業実施要綱第3条第2項第4号に定める介護予防ケアマネジメントに基づき提供するものとし、同号アに定めるケアマネジメントAにより行う。

（利用者負担）

第9条 事業の利用に係る費用は、無料とする。

2 事業の利用に際し、利用者個人の所有物となる物品等の実費が生じたときは、その実費相当額は利用者の負担とする。

（地域資源との連携）

第10条 専門職、地域包括支援センター等は、事業の提供により向上した利用者の心身状態、生活状況等をサービス提供後も継続するため、市が別に配置する生活支援コーディネーターと連携し、自主による地域活動団体、

民間企業等の多様な主体と協力しながら、利用者の外出機会の創出及び活動範囲の拡充に努めるものとする。

(評価・検証)

第11条 市長は、事業の提供及び利用方法に関する課題や意見等を集約し、効果的なサービスの内容及び安全・安心なサービス提供について、専門職、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、外部専門機関等と連携し、事業の提供にかかる効果、手法等について評価・検証を行う。

(責務)

第12条 本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、事業を適切かつ安全に提供するため、次の必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人情報を取り扱うにあたっては、魚津市個人情報保護条例（平成16年魚津市条例第3号）及び個人情報取扱委託指針（平成17年3月16日付け総第895号）の規定及び特記事項に掲げる事項の遵守並びに個人情報の保護

(2) サービス提供時に発生する事故の対応及び補償

(遵守事項)

第13条 事業者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 衛生及び健康管理

サービスを提供する場所の衛生状態の維持並びに従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

(2) 秘密保持

専門職又は専門職であった者が、正当な理由なく事業の実施にあたって知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(3) 緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配、主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

(4) 事故発生に係る対応

利用者へのサービス提供において事故が発生した場合、次に掲げる対応をとること。

ア 利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録するとともに、対応後、速やかに市に報告書を提出すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(苦情処理)

第14条 事業者は、提供した事業に係る利用者及び家族からの苦情に迅速か

つ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年12月1日から施行する。